

田辺市における悪臭防止法に基づく悪臭の規制地域、規制基準等

(規制地域)

第1条 悪臭防止法（昭和46年法律第91号。以下「法」という。）第3条に規定する事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出を規制する地域は、別表の指定地域欄に掲げる地域とする。

(規制基準)

第2条 法第4条第1項第1号に規定する事業場の敷地境界線の地表における規制基準は、次の表の特定悪臭物質欄の区分に応じ、それぞれ同表の区域の区分欄に掲げる値とする。

(単位：ppm)

特定悪臭物質の種類	区域の区分	
	第一種区域	第二種区域
アンモニア	2	1
メチルメルカプタン	0.004	0.002
硫化水素	0.06	0.02
硫化メチル	0.05	0.01
二硫化メチル	0.03	0.009
トリメチルアミン	0.02	0.005
アセトアルデヒド	0.1	0.05
プロピオンアルデヒド	0.1	0.05
ノルマルブチルアルデヒド	0.03	0.009
イソブチルアルデヒド	0.07	0.02
ノルマルバレールアルデヒド	0.02	0.009
イソバレールアルデヒド	0.006	0.003
イソブタノール	4	0.9
酢酸エチル	7	3
メチルイソブチルケトン	3	1
トルエン	30	10
スチレン	0.8	0.4
キシレン	2	1
プロピオン酸	0.07	0.03
ノルマル酪酸	0.002	0.001
ノルマル吉草酸	0.002	0.0009
イソ吉草酸	0.004	0.001

備考

- 表各欄に掲げる値の単位は100万分率とする。
- 第一種区域及び第二種区域とは、別表の区域の区分欄各項に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の指定地域欄に掲げる区域とする。
- 法第4条第1項第2号に規定する事業場の煙突その他の気体排出施設の排出口における特定悪臭物質の流量の規制基準は、悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号。次項において「省令」という。）第3条第1項及び第2項に規定する方法により算定する。この場合において、同条第1項中「法第4条第1項第1号」とあるのは、「田辺市における悪臭防止法に基づく悪臭の規制地域、規制基準等（令和元年田辺市告示第78号）第2条第1項」と読み替えるものとする。
- 法第4条第1項第3号に規定する事業場から排出される排出水に含まれる特定悪臭物質の敷地外における濃度の規制基準は、省令第4条に規定する方法により算定する。この場合において、同条中「法第4条第1項第1号」とあるのは、「田辺市における悪臭防止法に基づく悪臭の規制地域、規制基準等（令和元年田辺市告示第78号）第2条第1項」と読み替えるものとする。

別表

区域の区分	指定地域
第一種区域	都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定による工業地域及び工業専用地域
第二種区域	田辺市全域（第一種区域に指定された区域を除く。）